復旧ノ当方ニ於テハ之ヲ延引シ居タル者ノ不少ヲ
之ニ論及シ従業員ハ協調ノ結果左ノ如ク承諾シ
三月十五日解決ヲ告ゲタリ
一、従業員ノ給料ハ即時支払フコト
一、今後給料ハ毎月二十五日ニ確実ニ支払フコト
一、退職慰労金ハ従来ノ契約通リ返還スルコト
一、解雇者ニハ予告手当トシテ其ノ給料ノ一ヶ月分ヲ支給スルコト
ト、
一、組合ノ承認ヲ為シ財界ノ係ニ備ヘルコト
一、社長ハ事務所ニ於テ従業員ノ要求ヲ尊重スルコト
双方無条件ニテ翌十八日従業員ノ休業ヲ解除シ全部
復旧解決セリ。

② 松本足袋製造工場（三、二四―三、二）
所在地、埼玉県北埼玉郡忍町字佐間一一五
労働者、二一名（内女三名）
組合加入 全部 行田足袋職工組合加盟（男三五 女二〇）
争議経過
三月廿三日工場主松本惣次郎ハ先ヅ営業不振ヲ理由トシテ
行田足袋同業組合ニ於テ協定セル足袋裁縫賃金ヲ
半額ニ職工ニ支給シ得ザル旨一般職工ニ発表
セルニ職工等ハ世ノ不況ニ鑑ミ之ヲ甘受シ争議ヲ起
セリ（三月廿四日）
要求ノ件、
従来ノ賃金ヲ支給スベキコト、
同三十一日協定ノ条件ニテ解決セリ。